

島根県の対応（令和5年2月28日島根県対策本部決定）

【令和5年2月28日以降のイベント等開催制限の目安について】

(1) 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、令和5年2月10日付の内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下、令和5年2月10日付け事務連絡）に基づき、令和5年2月28日以降、イベント等の開催制限について、①感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とする②それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を100%とする。

	①感染防止安全計画を策定（注1）	②その他 （安全計画を策定しないイベント）
人数上限 （注3）	収容定員まで	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
収容率 （注3）	100%	

(注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。様式は別に定める。  
 (注2) 様式は別に定める。  
 (注3) 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする。

(2) 大規模なイベント等（参加者5,000人超かつ収容率50%超）の主催者等は、感染防止安全計画を策定し、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出の上、確認を受けること。

(3) それ以外のイベントの主催者等は、感染防止対策等を記載したチェックリスト（注2）を作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から1年間保管すること。

(4) 主催者等は、イベント開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。

なお、令和5年3月13日以降のマスクの着用については、「着用は個人の判断に委ねることを基本とする」ことを踏まえ、主催者等が出演者や参加者等に対して、必ずしも「マスクの着用」を働きかける必要のないこと及び主催者等が感染対策上又は事業上の理由等により、出演者や参加者等にマスクの着用を求めることができることに留意すること。

(5) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置におけるイベント等開催制限の目安や、その他の取扱については、令和5年2月10日付け事務連絡を確認すること。